

岩手県告示第136号

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業に係る区域及び区分（平成14年岩手県告示第902号の2）の一部を次のように改正する。ただし、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第109条の共済責任期間の開始日が平成26年2月27日以前である共済契約については、なお従前の例による。

平成26年2月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前			改正後		
加入区 の名称	区 域	漁業の区分	加入区 の名称	区 域	漁業の区分
種市加入区	[略]	1～3 [略]	種市加入区	[略]	1～3 [略] 4 <u>雑魚磯建網（たが網を含む。）を使用して営む漁業（以下「雑魚磯建網等漁業」という。）</u>
八木加入区	[略]	1～3 [略]	八木加入区	[略]	1～3 [略] 4 <u>雑魚磯建網等漁業</u>
小子内浜加入区	[略]	1・2 [略]	小子内浜加入区	[略]	1・2 [略] 3 <u>雑魚磯建網等漁業</u>
中野加入区	[略]	1・2 [略]	中野加入区	[略]	1・2 [略] 3 <u>雑魚磯建網等漁業</u>
久慈市加入区	[略]	1・2 [略]	久慈市加入区	[略]	1・2 [略] 3 <u>雑魚磯建網等漁業</u>
野田村加入区	[略]	1・2 [略]	野田村加入区	[略]	1・2 [略] 3 <u>雑魚磯建網等漁業</u>
普代村加入区	[略]	1・2 [略]	普代村加入区	[略]	1・2 [略] 3 <u>雑魚磯建網等漁業</u>
羅賀加入区	[略]	1・2 [略] 3 1及び2以外の総トン数10トン未満の漁船漁業 4 [略]	羅賀加入区	[略]	1・2 [略] 3 <u>総トン数10トン未満の漁船により主として釣りによっていかをとることを目的とする漁業</u> 4 1から3まで以外の総トン数10トン未満の漁船漁業 5 [略] 6 <u>雑魚磯建網等漁業</u>
島越加入区	[略]	1～3 [略]	島越加入区	[略]	1～3 [略] 4 <u>雑魚磯建網等漁業</u>
小本浜加入区	[略]	1～4 [略] 5 <u>沖合底びき網漁業（100トン未満）及び定置漁業</u>	小本浜加入区	[略]	1～4 [略] 5 <u>総トン数20トン以上100トン未満の漁船により底びき網を使用して営</u>

田老町 加入区	[略]	1～3 [略] 4 1から3まで以外の総トン数 <u>3ト ン未満の漁船漁業</u> 5 1から4まで以外の漁業
宮古加 入区	[略]	1～4 [略] 5 <u>遠洋かつお・まぐろ漁業</u> 6 [略]
重茂加 入区	[略]	1 [略] 2 1以外の総トン数10トン未満の漁 船漁業 3 [略] 4 <u>船びき網漁業（10トン以上20ト ン未満）</u> 5 [略]
大沢加 入区	[略]	1～4 [略]
山田湾 加入区	[略]	1 総トン数20トン未満の漁船により <u>主として</u> 棒受網を使用してさんまを とることを目的とする漁業 2・3 [略]
織笠加 入区	[略]	1・2 [略] 3 <u>雑はえ縄漁業（10トン以上20ト ン未満）</u> 4 <u>突棒漁業（10トン以上20トン未 満）</u> 5 <u>2から4まで以外の総トン数10ト ン以上20トン未満の漁船漁業</u> 6 [略]

		<u>むい漁業（以下「沖合底びき網漁業」 という。）及び定置漁業</u> 6 雑魚磯建網等漁業
田老町 加入区	[略]	1～3 [略] 4 1から3まで以外の総トン数 <u>10ト ン未満の漁船漁業</u> 5 雑魚磯建網等漁業
宮古加 入区	[略]	1～4 [略] 5 [略] 6 雑魚磯建網等漁業
重茂加 入区	[略]	1 [略] 2 <u>総トン数10トン未満の漁船により 主として釣りによっていかをとるこ とを目的とする漁業</u> 3 1及び2以外の総トン数10トン未 満の漁船漁業 4 [略] 5 <u>総トン数10トン以上20トン未満の 漁船により船びき網を使用していさ だをとることを目的とする漁業（以 下「小型いさだ船びき網漁業」とい う。）</u> 6 [略] 7 雑魚磯建網等漁業
大沢加 入区	[略]	1～4 [略] 5 雑魚磯建網等漁業
山田湾 加入区	[略]	1 総トン数20トン未満の漁船により 棒受網を使用してさんまをとること を目的とする漁業 2・3 [略] 4 雑魚磯建網等漁業
織笠加 入区	[略]	1・2 [略] 3 2以外の総トン数10トン以上20ト ン未満の漁船漁業 4 [略]

大浦加入区	[略]	1～4 [略]
船越湾加入区	[略]	1～3 [略]
大槌町加入区	[略]	1～4 [略]
釜石東部加入区	[略]	1 <u>小型さんま棒受網漁業、総トン数20トン以上100トン未満の漁船により棒受網を使用してさんまをとることを目的とする漁業（以下「中型さんま棒受網漁業」という。）及び船びき網漁業（10トン以上20トン未満）</u> 2・3 [略] 4 <u>さば釣り漁業（100トン未満）</u> 5 [略]
釜石湾加入区	[略]	1～3 [略]
唐丹町加入区	[略]	1～3 [略]
吉浜加入区	[略]	1～3 [略]
越喜来加入区	[略]	1～3 [略]
綾里加入区	[略]	1～4 [略] 5 <u>小型いか釣り漁業</u> 6 <u>船びき網漁業（10トン以上20トン未満）</u> 7 <u>4から6まで以外の総トン数10トン以上20トン未満の漁船漁業</u> 8 [略]
赤崎加入区	[略]	1～3 [略]
大船渡加入区	[略]	1 <u>総トン数10トン未満の漁船により主として釣りによっていかをとるこ</u>

		5 <u>雑魚磯建網等漁業</u>
大浦加入区	[略]	1～4 [略] 5 <u>雑魚磯建網等漁業</u>
船越湾加入区	[略]	1～3 [略] 4 <u>雑魚磯建網等漁業</u>
大槌町加入区	[略]	1～4 [略] 5 <u>雑魚磯建網等漁業</u>
釜石東部加入区	[略]	1 <u>小型いさだ船びき網漁業及び小型さんま棒受網漁業</u> 2・3 [略] 4 <u>1及び2以外の総トン数10トン以上20トン未満の漁船漁業</u> 5 [略] 6 <u>雑魚磯建網等漁業</u>
釜石湾加入区	[略]	1～3 [略] 4 <u>雑魚磯建網等漁業</u>
唐丹町加入区	[略]	1～3 [略] 4 <u>雑魚磯建網等漁業</u>
吉浜加入区	[略]	1～3 [略] 4 <u>雑魚磯建網等漁業</u>
越喜来加入区	[略]	1～3 [略] 4 <u>雑魚磯建網等漁業</u>
綾里加入区	[略]	1～4 [略] 5 <u>小型いか釣り漁業と小型いさだ船びき網漁業を合わせ営む漁業</u> 6 <u>4及び5以外の総トン数10トン以上20トン未満の漁船漁業</u> 7 [略] 8 <u>雑魚磯建網等漁業</u>
赤崎加入区	[略]	1～3 [略] 4 <u>雑魚磯建網等漁業</u>
大船渡加入区	[略]	1 <u>総トン数10トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的</u>

		とを目的とする漁業 2 [略] 3 小型いか釣り漁業と船びき網漁業 (10トン以上20トン未満)を合わせ 営む漁業 4 [略] 5 <u>はえ縄漁業 (10トン以上20トン未 満)</u>			とする漁業と総トン数10トン未満の 漁船により船びき網を使用していさ だをとることを目的とする漁業を合 わせ営む漁業 2 [略] 3 小型いか釣り漁業と小型いさだ船 びき網漁業を合わせ営む漁業 4 [略] 5 <u>3及び4以外の総トン数10トン以 上20トン未満の漁船漁業</u> 6 <u>雑魚磯建網等漁業</u>
末崎加 入区	[略]	1～3 [略]	末崎加 入区	[略]	1～3 [略] 4 <u>雑魚磯建網等漁業</u>
広田町 加入区	[略]	1・2 [略] 3 <u>中型さんま棒受網漁業及び定置漁 業</u>	広田町 加入区	[略]	1・2 [略] 3 <u>総トン数20トン以上100トン未満 の漁船により棒受網を使用してさん まをとることを目的とする漁業及び 定置漁業</u> 4 <u>雑魚磯建網等漁業</u>
小友加 入区	[略]	1 [略] <u>2</u> [略]	小友加 入区	[略]	1 [略] 2 <u>総トン数10トン以上20トン未満の 漁船漁業</u> 3 [略] 4 <u>雑魚磯建網等漁業</u>
米崎町 加入区	[略]	1・2 [略]	米崎町 加入区	[略]	1・2 [略] 3 <u>雑魚磯建網等漁業</u>
高田町 加入区	[略]	1・2 [略]	高田町 加入区	[略]	1・2 [略] 3 <u>雑魚磯建網等漁業</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。					